

第2次直方市環境保全行動計画



平成 27 年 3 月

直方市

一 目 次 一

第1章 環境保全行動計画の基本的事項	1
1. 行動計画の目的・位置づけ	2
2. 行動計画の期間	3
3. 第1次環境保全行動計画の評価と課題	4
 第2章 市民・事業者の行動計画及び市の施策	9
1. 命の営みの基盤－自然環境	10
行動指針① 自然環境の保全	10
行動指針② 自然環境の活用とふれあいの場の創出	14
2. 健康的な生活の基盤－生活環境	15
行動指針① 大気環境の保全	15
行動指針② 水環境の保全	18
行動指針③ 土壌環境の保全	20
行動指針④ 廃棄物の適正処理	21
3. 快適な生活の基盤－快適環境	22
行動指針① 文化財と歴史的まちなみの保全と活用	22
行動指針② 景観形成と公園・緑地（みどり）の保全	24
4. 豊かな暮らしの基盤－資源・エネルギー環境	26
行動指針① 省エネルギーの推進	26
行動指針② 再生可能エネルギーの導入	28
行動指針③ 健全な資源循環の推進	30
5. 心の豊かさを育む－教育と啓発・地域づくり	32
行動指針① 環境学習の充実	32
行動指針② 環境保全活動の促進	34
6. 環境保全行動計画の数値目標	36
 第3章 重点プロジェクト	37
1. 重点プロジェクトとは	38
2. 重点プロジェクトの展開	38
(1) 環境学習プロジェクト	38
(2) 里地里山の保全・再生プロジェクト	42

第4章 推進体制と進行管理	45
1. 推進体制	46
(1) 推進組織	46
(2) 広域的な協力体制	46
2. 進行管理	47
(1) 計画の進捗状況の点検方法	47
(2) 結果の公表	47
第5章 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	49
1. 計画策定の趣旨	50
(1) 対象とする事務事業	50
(2) 計画の期間	50
(3) 対象とする施設など	50
(4) 対象とする温室効果ガス	51
(5) 温室効果ガス排出量の算定方法	51
2. 温室効果ガスの排出状況	52
(1) 温室効果ガス総排出量	52
(2) エネルギー種別の二酸化炭素排出量	53
(3) メタン及び一酸化二窒素の排出量	54
3. 計画の目標	55
(1) 温室効果ガス排出量の削減目標	55
(2) 個別の数値目標	56
4. 具体的な取り組み	57
(1) 貢献やサービスの購入に関する取り組み	57
(2) 貢献やサービスの使用に関する取り組み	58
(3) 廃棄に関する取り組み	59
(4) 工作物の設計・施工、修理・解体に関する取り組み	60
5. 計画の推進	61
(1) 推進体制	61
(2) 職員への啓発	61
(3) 計画の実施状況の点検方法	62
(4) 計画の公表と見直し	62

第1章

環境保全行動計画の基本的事項

1. 行動計画の目的・位置づけ
2. 行動計画の期間
3. 第1次環境保全行動計画の評価と課題

1. 行動計画の目的・位置づけ

直方市環境保全行動計画とは、直方市において市民・事業者・行政が協働してよりよい環境づくりに向けた取り組みを行うための具体的な行動計画です（図 1）。

平成 26 年 3 月に策定した第 2 次直方市環境基本計画には、「第 4 章 計画の総合的推進」の中に、第 2 次環境基本計画を着実に推進するための実施計画として、環境保全行動計画を策定することが明記されています。

そこで、第 2 次環境基本計画に示す環境像、環境目標、行動方針を実現するための行政施策・事業の具体的な内容や担当課、実施時期、市民や事業者に取り組んでほしい行動、重点プロジェクトとその実施プログラムを検討して、「第 2 次直方市環境保全行動計画」（以下、「第 2 次行動計画」とする。）を策定しました。

第 2 次行動計画には、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」とします。）の第 20 条の 3 に示す「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を含みます（第 5 章参照）。

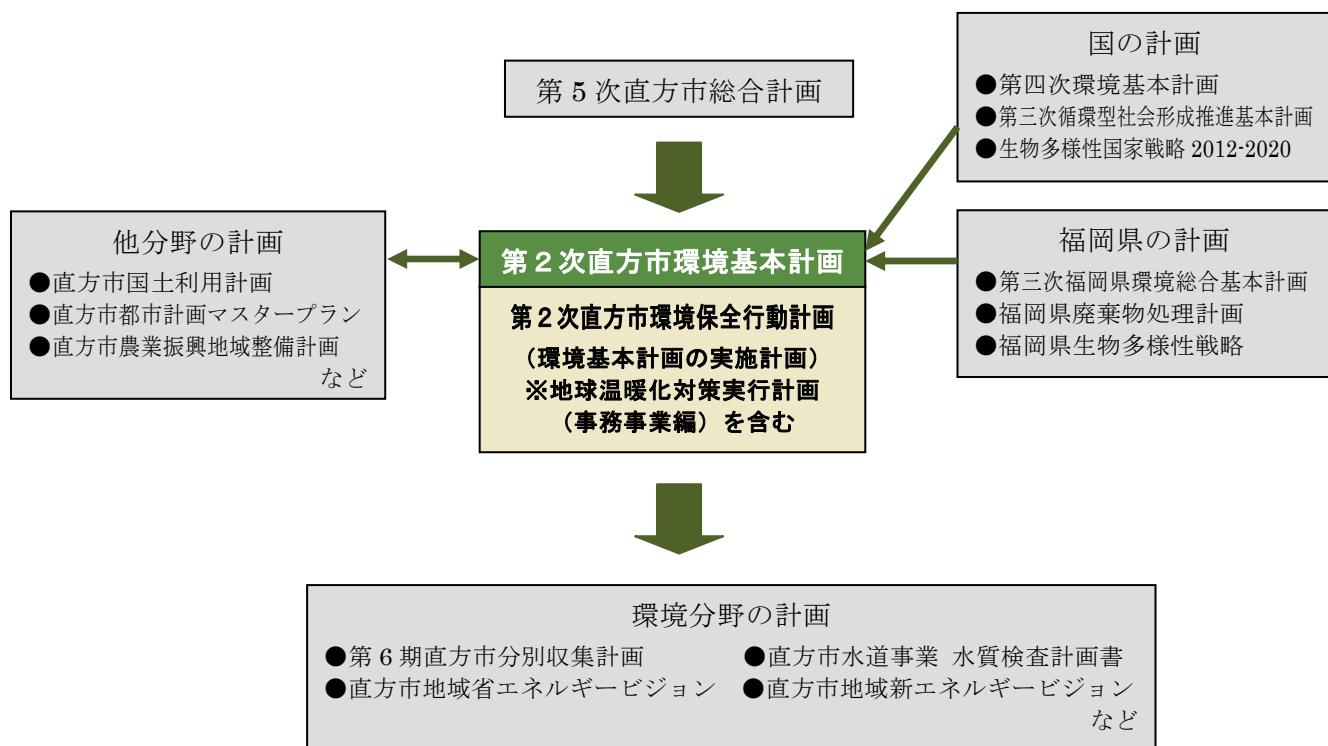
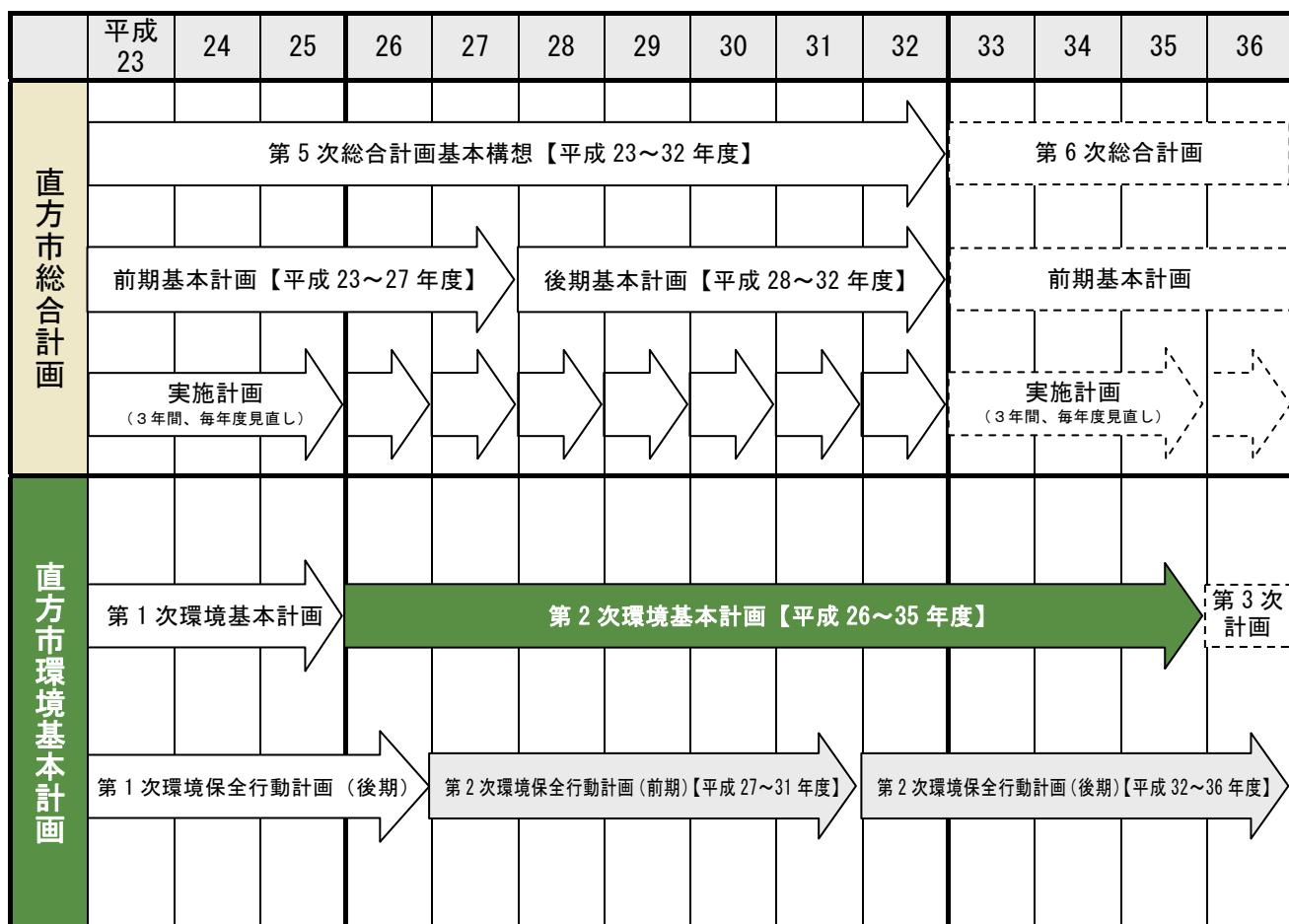


図 1 環境保全行動計画の位置づけ

2. 行動計画の期間

第2次行動計画の期間は、平成27年度を初年度とし、平成36年度を目標年度とする10年間とします。ただし、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間は、平成31年度を目標年度とする5年間とします。各主体による取り組みの進捗状況を踏まえつつ、第2次行動計画は、概ね5年程度で見直しを行うものとします（表1）。

表1 計画の期間



3. 第1次環境保全行動計画の評価と課題

(1) 施策の実施状況と計画指標の達成状況

本市は、第1次直方市環境基本計画の実施計画である第1次直方市環境保全行動計画（以下、「第1次行動計画」とする。）の進捗状況を平成18年度から毎年とりまとめ、環境審議会に報告しています。

その内容をもとに、第1次行動計画の進捗状況をみると、全施策数152件のうち、実施した施策は136件となり実施率は90%です。9割に達する高い実施状況にあると評価できることから、市の施策は着実に進んでいることが分かります（表2）。

一方で、未実施または検討中の施策は16件で、各計画や指針の策定を実施することが出来ませんでした。理由としては、国の指針等を準用している、または、計画等を策定していなくてもそれに関連する事業を既に一部実施している等によるものです。

計画指標の達成状況については、計画指標項目が20件のうち達成した項目は8件、未達成が12件ありました。全体的には目標値に向かって進捗していますが、未達成の理由としては、人口変動による達成率の低下、方針の転換によるものでした。

第1次行動計画において進捗している施策や計画指標項目については、各所管が引き続き取り組むとともに、第2次行動計画に一部記載して取り組んでいきます。

表 2 第1次行動計画の施策実施状況

テーマ・行動方針	施策数	実施
みどりと生きもの		
行動方針1 野生動物の生息域（ビオトープ）の保全・再生・創出	7	7
行動方針2 緑の回廊づくり	9	9
行動方針3 里地里山の保全・再生 ※重点プロジェクト（里地里山の保全・再生）	-	-
行動方針4 水資源の保全	3	3
行動方針5 自然を活用した産業の推進	2	2
行動方針6 みんなが楽しめる遊歩道の整備	1	1
行動方針7 直方自然景観100選の選定	2	2
川と水		
行動方針1 住民参加による自然豊かな遊べる川づくり	3	3
行動方針2 河川の美化	4	4
行動方針3 家庭排水の水質改善	7	7
行動方針4 保水性を高める活動をする	3	3
行動方針5 水質チェックのための河川監視システムの活用	5	5
行動方針6 水洗化率を向上させて、きれいな水を川に戻す	4	4
ごみとリサイクル		
行動方針1 4R運動の推進	14	13
行動方針2 ポイ捨てをしない	6	6
行動方針3 【前期】ごみ減量モデル地区の指定【後期】ごみ減量の推進	2	2
行動方針4 環境に配慮した商品の推進	3	3
行動方針5 ごみ減量モニター制度の推進	1	1
行動方針6 ごみ相談所の設置	2	2
省エネと交通		
行動方針1 自然エネルギー・未利用エネルギーの活用	4	3
行動方針2 省エネルギー行動をする ※率先行動計画	-	-
行動方針3 公共交通機関・自転車の利用促進	4	4
行動方針4 自動車のハイブリッド化の推進	1	1
行動方針5 自転車の利用促進システムの整備	2	2
暮らしとまちづくり		
行動方針1 農と食の安全の確保、食文化とそれにまつわる年中行事を大切にする	4	4
行動方針2 安全で快適なまちづくり	2	2
行動方針3 身近な緑を楽しむ運動をする	8	6
行動方針4 ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくり	3	1
行動方針5 公共事業における環境配慮指針の策定	1	0
歴史文化と景観		
行動方針1 地域の特性を活かしたまちづくり	1	0
行動方針2 都市景観を大切にする	5	2
行動方針3 地域の歴史・まつりを楽しむ	5	5
行動方針4 歴史文化・行事などを文化財として指定	6	4
行動方針5 食文化とそれにまつわる年中行事を大切にする ※「食と農の安全の確保」に同じ	-	-

テーマ・行動方針		施策数	実施
ライフスタイル			
行動方針1 環境に配慮したものづくりの提言		2	0
行動方針2 ごみの量の計算をする ※重点プロジェクト（環境家計簿）		-	-
行動方針3 環境に配慮した個人の行動計画をつくり行動する ※重点プロジェクト（環境家計簿）		-	-
行動方針4 マイバック利用の促進		2	2
行動方針5 過剰包装の廃止		2	2
教育と啓発			
行動方針1 環境に関するボランティアの育成		3	3
行動方針2 自然案内人（インタープリター）の育成		4	3
行動方針3 環境教育の推進		7	7
行動方針4 【前期】高齢者的人材活用の推進【後期】高齢者の経験活用の推進		2	2
行動方針5 環境への貢献者の表彰		2	2
行動方針6 地域リーダーの育成		3	3
行動方針7 ISO14001 の推進		1	1

施策数	実施数	実施率
152	136	90%

表 3 第1次行動計画の計画指標達成状況

取組項目	指標設定項目	項目	将来目標		実績値	
			目標値	目標年度	現況値	現況年度
みどりと生きもの・川と水	森林面積	広葉樹林面積	10,000,000 m ²	H26	9,180,100 m ²	H26
		水源林保全のための植栽活動による面積	200,000 m ²	H26	- m ²	H26
	民有林間伐面積		1,000,000 m ²	H26	1,790,000 m ²	H26
	水質環境基準	公害防止協定に基づく事業所排水の水質基準	全地点の基準達成・維持	H26	全 16 箇所基準遵守	H26
		市内河川 9 箇所の水質測定	全 9 箇所基準遵守	H26	全 9 箇所基準遵守	H26
	水洗化率	公共下水道整備世帯数	3,988 世帯	H26	4,069 世帯	H26
		農業集落排水整備世帯数	550 世帯	H26	461 世帯	H26
		合併浄化槽設置基數	2,826 基	H26	2,368 基	H26
ごみとリサイクル・省エネと交通	ごみ処理量の削減	1人1日あたり排出量	885g/人・日	H26	915g/人・日	H26
	直方市資源回収事業への参加世帯数	参加世帯比率	67%	H26	63.8%	H26
	リサイクル率	ごみの総量に対する資源化率	15%	H26	11.8%	H26
	市域におけるエネルギー消費量	CO ₂ 換算	600 千 t-CO ₂ /年 (平成 11 年度の水準まで削減することを目指す。)	H26	727t-CO ₂ /年	H24
暮らしとまちづくり	減農薬の農産物栽培面積		400,000 m ²	H26	176,000 m ²	H26
	都市公園面積	1人あたりの面積	増加を目指す(12.5 m ²)	H26	13.0 m ² /人	H26
	農業マイスターの認定	認定された人数	3 人	H26	- 人	H26
	文化財めぐりなどのイベント実施	年間開催数	維持を目指す(2 回/年)	H26	18 回/年	H26
	地域の花のまちづくりのため小中学校でのビニールハウスで花苗の育成	ビニールハウスの設置校数	15 校	H26	11 校	H26
教育と啓発・ライフスタイル	環境学習会・自然とふれあうイベント等の開催数	年間開催数	15 回/年	H26	50 回/年	H26
	こどもエコクラブの登録団体	登録団体数	増加を目指す(1 団体)	H26	- 団体	H26
	パーソナルアジェンダ宣言者(環境家計簿による)	世帯数	100 世帯	H26	108 世帯	H26

※1：第1次行動計画策定後に、環境省のマニュアルが改定され、温室効果ガス排出量の算定方法が変更された。このため、市域におけるエネルギー消費量(CO₂換算)の目標値は、新たな算定方法で計算し直した値を示している。

(2) 重点プロジェクトの実施状況

第1次行動計画では、①取り組みやすいこと、②取り組みによる改善効果が大きいこと、③取り組みの進み具合（効果）が評価（確認）しやすいことを踏まえて、「里地里山の保全・再生」と「環境家計簿を利用した個人ができる（地球温暖化防止のための）実践活動」を重点プロジェクトに選定し、重点的な取り組みを進めてきました。

a. 里地里山の保全・再生

本市では、「みんなで守ろう古里のおがたの森、見直そう里地里山の魅力」をスローガンに掲げ、「金剛山もととり保全協議会」が上頓野地区において次のような里山の保全・再生活動を進めています。

- ・里山保全・再生活動（萌芽除去、間伐など：4～10月）
- ・竹林整備活動（萌芽除去：4月、間伐：7～11月）
- ・あじさい鑑賞（6月）
- ・陶芸体験教室（8月）
- ・収穫祭（9月）
- ・里山散策イベント（10月）
- ・地域交流イベント（11月）
- ・椎茸菌打込み（2月）

これらの活動により、協議会員やイベントへの参加者が里地里山の問題に直面し、里山の保全の必要性を再認識し、継続的に里山を保全していく意識につながるとともに、里地里山をきっかけとした環境問題に対する意識の高揚へとつながりました。

毎年、協議会により活発な活動が行われていますが、活動の継続・安定を図るための方策として、高齢化が進む協議会員の後継者の育成やボランティアのインセンティブを高める仕組みづくりが求められています。

b. 環境家計簿を利用した個人ができる（地球温暖化防止のための）実践活動

本市では、「みんなで励ましあいながらごみ減量と省エネを実践し、地球にやさしいのおがた人になろう！」をスローガンに掲げ、環境家計簿に取り組むモニターを募集し、データ提供を受け、取り組みの効果をまとめています。その結果をもとに、市は、前年度比の二酸化炭素排出削減率の高い世帯を表彰して、環境家計簿実践活動の啓発を進めています。

エネルギー消費量は、毎年の気象条件によって増減する面はありますが、意識して省エネルギーに取り組むことで、前年度比の二酸化炭素排出削減率が10%を超える世帯もあり、環境家計簿実践活動は一定の効果を上げています。

しかし、環境家計簿実践活動を継続するうちに、活動当初のような目立った削減効果が見られなくなるという指摘があり、実践活動継続の動機づけと新たな参加者への活動の広がりが課題です。

第2章

市民・事業者の行動計画 及び市の施策

1. 命の営みの基盤－自然環境
2. 健康的な生活の基盤－生活環境
3. 快適な生活の基盤－快適環境
4. 豊かな暮らしの基盤－資源・エネルギー環境
5. 心の豊かさを育む－教育と啓発・地域づくり
6. 環境保全行動計画の数値目標

1. 命の営みの基盤－自然環境

環境目標

豊かな自然を保全・再生・創造することで、四季を感じ、自然と共生するまちを目指します。

行動指針① 自然環境の保全

(1) 里地里山の適正管理と地域資源としての利用

第1次行動計画の重点プロジェクトである「里地里山の保全・再生」を引き続き推進するため、上頓野金剛地区を中心に里山保全・再生を行うとともに、市内の活動範囲を広げ、里山を本来あるべき姿に再生し、野生生物の重要な生息地として、また市民にとって有用な環境資源となるように、自然との共生を図りながら保全していきます。

市民の行動計画

- ・里地里山の保全活動に参加・協力します。



事業者の行動計画

- ・里山の所有者（管理者）は、里山の適切な維持管理に努めます。
- ・里地里山の保全活動に参加・協力します。

市の施策

具体的な内容	担当課
関係機関と連携して、自然公園区域や鳥獣保護区などの自然環境保全のための指定地域を保全します。	環境整備課
水源かん養機能の高い広葉樹主体の水源林を整備します。	農業振興課
希少種を含む野生動植物の生息・生育状況を把握し、その保全を進めます。	環境整備課
上頓野金剛地区で実施している里山保全・再生活動を支援するとともに、その活動を紹介し、活動への参加を促します。	農業振興課
環境保全型農業を推進し、生き物の生息・生育場所として重要な水田などの農地を保全します。	農業振興課
自然との共生に配慮しつつ、誰もが利用しやすく自然を楽しめる遊歩道を整備します。	農業振興課

(2) 鳥獣被害への対策強化

里地里山の適切な維持管理を行うとともに、近隣市町村や県との連携による鳥獣被害対策を進めていきます。

市民の行動計画

- ・生態系の搅乱や有害鳥獣の増加を防ぐため、野生動物に餌を与えないようにします。
- ・有害鳥獣による被害を未然に防止するため、生ごみや未収穫農作物などの適切な管理や追い払いを徹底します。

事業者の行動計画

- ・県・市と協力して有害鳥獣による農作物被害対策を進めます。
- ・有害鳥獣による被害を未然に防止するため、生ごみや未収穫農作物などの適切な管理や追い払いを徹底します。

市の施策

具体的な内容	担当課
森林整備計画を策定し、民有林の適正な管理と保全を推進します。	農業振興課
侵入竹の除伐や広葉樹の植林などを進め、里地里山を保全します。	農業振興課
適切な土地利用計画に基づいて農地を保全します。	農業振興課
遊休農地が発生しないように、担い手を育成し農地を適正に管理します。	農業振興課
近隣市町村、県、猟友会と連携し、イノシシなど野生鳥獣の被害防止対策に取り組むとともに、有害鳥獣捕獲に対応できる狩猟者の育成支援を図ります。	農業振興課

(3) 生態系に関する定期的な実態調査の実施

「地域の自然は地域で守る」を基本とし、あらゆる主体との協働による生態系に関する定期的な実態調査のしくみづくり、調査の実施を進めます。

市民の行動計画

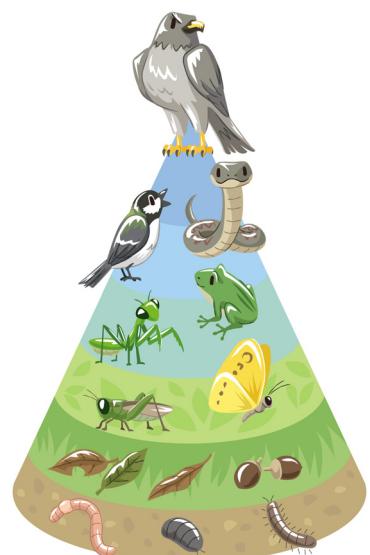
- ・地域の自然を大切に守ります。
- ・地域の自然環境調査に参加・協力します。

事業者の行動計画

- ・地域の自然環境への影響を考えて事業活動に取り組みます。
- ・地域の自然環境調査に参加・協力します。

市の施策

具体的な内容	担当課
専門家や地域住民などと協力して市内の生態系の実態調査を行うしくみをつくり、調査を実施します。	環境整備課



(4) 外来生物対策の推進

外来生物に関する近隣市町村や県との情報交換、飼育動物の取り扱いに関する情報の提供、既に定着した特定外来生物の具体的な防除についての取り組みを進めます。

市民の行動計画

- ・外来生物の持ち込みなど、生態系を乱さないように努めます。
- ・本来の生態系を維持するため、外来魚や観賞用魚類を放流しないように努めます。
- ・オオキンケイギクなど外来植物の除去に協力します。

事業者の行動計画

- ・特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律に定める飼育・栽培・保管・運搬・輸入などの規制を守ります。

市の施策

具体的内容	担当課
地域固有の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来生物に関する情報を関係機関や近隣市町との情報交換などにより把握し、外来生物が広がらないよう啓発に努めます。	環境整備課
飼育動物を野外に放ったり、植物を植えたりすることにより、在来種の生息・生育環境の悪化を招かないよう市民に啓発します。	環境整備課
特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき、特定外来生物の防除活動を推進します。	環境整備課



行動指針② 自然環境の活用とふれあいの場の創出

(1) 子どもを対象とした自然とのふれあいの推進

子どもたちが地域に愛着を感じ、自然環境に関心を持ち、積極的に関わろうとする意識を醸成するために、自然とのふれあいを推進するしくみづくりを検討します。

市民の行動計画

- ・自然とのふれあいの場を積極的に利用します。
- ・自然とふれあう場をみんなが気持ちよく利用できるように、出したごみは必ず持ち帰ります。

事業者の行動計画

- ・農業体験などの自然とふれあう機会を提供します。

市の施策

具体的な内容	担当課
「緑の募金」などを活用した苗木の配付など学校の緑化を進めていきます。	農業振興課
市内の里山や水辺を活用する自然観察会の実施や、実施する団体を支援します。	環境整備課
カヌー教室など市民が水辺に親しめるイベントを開催します。	教育総務課



2. 健康的な生活の基盤－生活環境

環境目標

清らかで豊かな水がめぐり、清浄な空気と静けさのある健康的な生活が営めるまちを目指します。

行動指針① 大気環境の保全

(1) 発生源対策の推進と警報など発令時の迅速な対応

光化学オキシダントや微小粒子物質（PM2.5）の警報発令時の対応を適切、確実に行えるような体制の確認、構築を進めます。また、県や近隣市町との大気汚染物質に関する情報の共有を推進します。

市民の行動計画

- ・自動車の購入や更新時には低排出ガス自動車を選択します。

事業者の行動計画

- ・排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制を行います。
- ・建設作業にあたっては、低公害型の建設機械を使用します。
- ・自動車の購入や更新時には低排出ガス自動車を選択します。

市の施策

具体的な内容	担当課
光化学オキシダント注意報や微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報への市の対応方針や体制を検討・構築し、注意報・注意喚起情報発令時の迅速な対応に努めます。	環境整備課
環境省や福岡県の大気環境に関するホームページを直方市公式ホームページにリンクし、直方市や近隣市町の大気汚染物質の情報を提供します。	環境整備課

(2) 地域コミュニティ内の相互理解の推進と規制・指導方法の検討

野焼きなどの公害苦情に対する地域コミュニティ内の相互理解を促進するとともに、悪臭のように区分の困難な複合的な要因の苦情にも対応できる規制、指導方法についても検討します。

市民の行動計画

- ・家庭ごみは適正に処理し、屋外でのごみの焼却は行いません。
- ・自宅や所有する土地の清潔を保つよう適切に管理し、近隣の迷惑にならないように努めます。

事業者の行動計画

- ・工場や事業場から出るごみの屋外焼却は行いません。
- ・工場や事業場、畜産農家では、悪臭防止法や大気汚染防止法を遵守します。

市の施策

具体的な内容	担当課
野外焼却などの公害に関するトラブルを未然に防ぐため、近隣に配慮した生活環境の保全についての啓発を行います。	環境整備課
悪臭などの複合的な要因によって生じる苦情などに対して適切に対応できる臭気指数規制の導入や、指導方法を検討します。	環境整備課

(3) 騒音、振動対策の推進

道路交通騒音・振動について、現況把握を目的とした調査や、県、近隣市町との連携による情報の収集を検討します。また、騒音・振動の発生源となる可能性のある工場・事業場、建設作業などについても引き続き指導、監視を行います。

市民の行動計画

- ・ピアノやステレオなどの音や、自動車・オートバイのエンジン音で近隣に迷惑をかけないように、時間帯や音量に配慮します。
- ・鳴き声が近所の迷惑にならないように、飼い主は適切にペットのしつけをします。

事業者の行動計画

- ・騒音規制法や振動規制法に基づき、工場や事業場から発生する騒音・振動の抑制に努めます。
- ・低騒音・低振動型の建設機械を使用し、建設工事からの騒音・振動の発生を抑制します。

市の施策

具体的な内容	担当課
道路交通騒音・振動の状況を把握するための調査を実施します。	環境整備課
騒音・振動について、迅速な苦情対応や発生源となる可能性のある工場・事業場、建設作業などに対する指導、監視を行います。	環境整備課

行動指針② 水環境の保全

(1) 水質汚濁負荷源対策の推進

流域関連公共下水道事業、農業集落排水処理事業、コミュニティ・プラント、浄化槽事業など、汚水処理施設の整備を推進します。また、資源としての水の視点から、節水の取り組みを推進します。

市民の行動計画

- ・公共下水道の整備区域内の家庭は、下水道の供用開始後、速やかに下水道に接続します。
- ・公共下水道の整備区域外の家庭は、浄化槽の設置・維持管理により、生活排水による河川などの汚濁防止に努めます。
- ・洗剤の適量使用に努めます。

事業者の行動計画

- ・工場や事業場からの排水の適正な処理や、排水処理施設の適正な管理を徹底します。

市の施策

具体的な内容	担当課
公共下水道事業認可区域における公共下水道整備を推進するとともに、供用開始区域内における下水道本管への接続を促進します。	下水道課
公共下水道事業認可区域外では、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの整備を推進します。	下水道課
公共下水道整備区域を考慮し、合併浄化槽設置補助を行います。	下水道課
市内9河川の水質調査を年2回実施し、河川水質に異常がないか監視します。	環境整備課
公害防止協定を締結している事業所について、年2回排水調査を実施します。	環境整備課
市の広報やホームページを活用して、生活排水による河川水質汚濁の軽減を目的とする市民への啓発を行います。	環境整備課
河川に油などが流出した場合には、オイルフェンスなどの水質保全対策を速やかに講じます。	土木課 環境整備課
水路・側溝などが堆積物などにより澱んでいる場合には、速やかに浚渫を行って流量を確保します。	土木課 環境業務課
節水や水の有効利用に関して市民や事業者へ啓発を行います。	水道管理課 環境整備課

(2) 河川環境整備の推進

「遠賀川流域宣言」を踏まえ、水辺に親しみやすい河岸整備の検討を行うとともに、河川や地域美化活動などの地域活動への参加促進のしくみづくりを検討します。

市民の行動計画

- ・河川一斉清掃など河川の環境保全活動に参加・協力します。



事業者の行動計画

- ・河川一斉清掃など河川の環境保全活動に参加・協力します。

市の施策

具体的な内容	担当課
国や県と連携して水辺に親しみやすい河岸整備の検討を行います。	土木課
河川の美化について市民、事業者に啓発し、「春の遠賀川一斉清掃」などの河川美化活動への参加を促します。	環境整備課
住民や団体が行う河川のボランティア清掃活動を支援します。	環境整備課

行動指針③ 土壌環境の保全

(1) 土壌汚染対策法に基づき、指導機関である県との連携推進

土壌汚染対策法に基づいて、指導機関である県と連携し、調査及び対策を行います。

市民の行動計画

- 農薬や化学肥料などの適正な使用及び管理を徹底します。

事業者の行動計画

- 特定有害物質を含む原材料や排水により土壌汚染を生じないように適切に管理します。
- 農薬や化学肥料などの適正な使用及び管理を徹底します。

市の施策

具体的な内容	担当課
土壌汚染発生の情報を得た場合には、県と連携して迅速に適切な対策を進めます。	環境整備課
県と連携して工場・事業場に対する土壌汚染防止の啓発を行います。	環境整備課
農薬や化学肥料などの適正使用について周知及び啓発を行います。	農業振興課



行動指針④ 廃棄物の適正処理

(1) 不法投棄防止対策の推進

不法投棄の多い場所への監視カメラや啓発看板の設置などにより、不法投棄をさせない環境づくりを進めます。また、関係機関との連携によるパトロールの強化や市民からの情報提供により、不法投棄防止対策を推進します。

市民の行動計画

- ・ごみのポイ捨てや犬、猫などの粪の放置はしないようにします。
- ・不法投棄の現場など、不法投棄に関する情報を市に提供します。
- ・所有する土地の雑草やごみを適正に処理し、不法投棄をさせない環境づくりに努めます。

事業者の行動計画

- ・産業廃棄物は、適切な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど適切に処理します。
- ・不法投棄の現場など、不法投棄に関する情報を市に提供します。
- ・不法投棄のパトロールに協力します。

市の施策

具体的な内容	担当課
不法投棄の多い場所に監視カメラや禁止看板を設置したり、関係機関と連携して巡回監視を実施します。	環境整備課
九州電力、郵便局、タクシー会社、新聞販売所などへ依頼し、不法投棄防止の監視を強化します。	環境整備課
関係機関と連携して不法投棄の通報に速やかに対処します。	環境整備課
「直方市空き地等における雑草等の除去に関する条例」に基づいて、空き地などの所有者による適正な管理を促進します。	環境整備課
広報や学校教育を通してポイ捨てや不法投棄の防止を啓発します。	環境整備課



3. 快適な生活の基盤－快適環境

環境目標 ふるさとの歴史がただよう、ゆとりのある美しいまちを目指します。

行動指針① 文化財と歴史的まちなみの保全と活用

(1) 歴史的資源に触れる機会の創出

市民講座やまちづくり出前講座など、歴史、文化に触れる機会を創出するとともに、観光まち歩きボランティアの活動など、市民自らが子どもたちや観光などで訪れた他者に伝えていくための取り組みを進めていきます。また、文化施設、名所・旧跡をアピールするための案内板やパンフレットの整備などを検討します。

市民の行動計画

- ・地域の歴史的資源に対する意識の向上と理解を深め、観光まち歩きボランティアの活動などに参加・協力します。
- ・歴史的資源の所有者は、その資源を守ることに努めます。

事業者の行動計画

- ・歴史的資源の所有者は、市民などがその資源にふれあえるようにします。

市の施策

具体的内容	担当課
市民講座やまちづくり出前講座、直方市公式ホームページなどにより、市の歴史や文化財を紹介します。	教育総務課
文化財めぐりなどのイベントの実施により、市民への歴史、文化に関する周知啓発を行います。	教育総務課 商工観光課
観光まち歩きボランティアにより、市内の歴史や観光スポットを訪問者に伝えていきます。	商工観光課
名所・旧跡の所在地や説明を分かりやすく伝えるための案内板などを設置、維持管理します。	教育総務課 商工観光課 都市計画課
市内の歴史的・文化的資源を紹介するパンフレットを作成し、情報提供します。	教育総務課 商工観光課

(2) 歴史・文化遺産の保護、活用方法の検討

歴史・文化遺産を保護とともに、観光資源として活用し外部からの集客に繋げる活動を商店街などの一部関係者から市民全体に拡大していきます。

市民の行動計画

- ・郷土の伝統行事や祭などを大切に伝えていくため、参加・協力します。
- ・地域の歴史・文化資源に対する意識と理解を深め、その保護活動に参加・協力します。

事業者の行動計画

- ・埋蔵文化財包蔵地における開発や建築などに際しては、市の助言や指導に基づき、適切な保護又は発掘調査を実施します。
- ・地域の歴史・文化資源の保護活動に参加・協力します

市の施策

具体的な内容	担当課
市指定文化財の現状を把握し、適切な保護措置を講じます。	教育総務課
貴重な資源は、指定文化財として速やかに指定できるよう努めます。	教育総務課
遺跡の保護措置を実施します。	教育総務課
県・市指定無形民俗文化財を伝承し保存している文化財保護団体へ、補助金交付などにより活動を支援します。	教育総務課
埋蔵文化財包蔵地における開発時の届け出、教育委員会による遺跡に関する情報提供、保護措置、発掘調査など事前相談を実施します。	教育総務課
直方レトロなどの歴史・文化遺産をまちづくり出前講座などで紹介し、観光資源として活用します。	商工観光課 教育総務課

行動指針② 景観形成と公園・緑地（みどり）の保全

（1）良好な景観の形成

本市の特徴を生かした魅力ある景観形成を進めます。

市民の行動計画

- ・所有する土地の雑草やごみは適切に除去し、周辺景観との調和に配慮します。
- ・建築物の建築や増改築の際には、色彩やデザインなどについて、周辺景観との調和に配慮します。
- ・地域の緑化活動に参加します。



事業者の行動計画

- ・事業所敷地内やその周辺の美化に努めます。
- ・屋外に広告物を掲示する際には、福岡県屋外広告物条例を守ります。
- ・施設整備の際には、色彩やデザインなどについて、周辺景観との調和に配慮し、良好な景観形成に努めます。
- ・地域の緑化活動に参加します。

市の施策

具体的な内容	担当課
本市を代表する「直方市自然景観」を直方市公式ホームページなどで紹介することにより、自然景観を大切にする市民意識の啓発と、本市の魅力を発信していきます。	環境整備課
うるおいのある都市景観を形成するために、街路樹の整備を推進します。	都市計画課
屋外広告物法及び福岡県屋外広告物条例に基づく規制内容を周知するとともに、法条例の違反対象となる広告物の簡易除去を行います。	都市計画課
緑化意識の向上を図るための活動を行います。	農業振興課
公共建築物を新たに設置・更新する場合は、県産木材の利用に努めます。	農業振興課

(2) 公園の適正な配置と管理

市域全体を見据えた公園整備と、地域のネットワークを生かした管理運営の2つの面から行動を進めます。公園施設の防災機能や公園施設の安全性の向上を図るため、都市公園の具体的な改善目標、改善方法などを定めた「公園施設長寿命化計画」に基づき、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進します。

市民の行動計画

- ・公園維持管理のボランティア活動に参加します。

事業者の行動計画

- ・公園の維持管理に協力します。

市の施策

具体的内容	担当課
公園の適正な配置により、身近な公園や子どもたちが遊べる場の整備を進めます。	都市計画課
地域のネットワークを生かした管理運営を行う、市民参加型の公園づくりを行います。	都市計画課
「公園施設長寿命化計画」に基づいて、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を進めます。	都市計画課



4. 豊かな暮らしの基盤－資源・エネルギー環境

環境目標

限られた資源を無駄なく使い、地域の再生可能エネルギーを有効に活用するまちを目指します。

行動指針① 省エネルギーの推進

(1) 省エネルギー型機器などの導入推進

市の公共施設における省エネルギー型機器の設置や公用車の更新時における低燃費車、次世代自動車などへの買い替えなどを進めていきます。

市の施策

具体的な内容	担当課
市の公共施設の機器や設備の新規購入及び更新時に省エネルギー型の機器や設備の導入を進めます。	財政課
公用車の更新時における低燃費車、次世代自動車などへの買い替えを進めます。	財政課



(2) 省エネルギー活動の推進

市の事務・事業の省エネルギー化を積極的に進めています。また、環境家計簿運動による省エネルギー効果など省エネルギーの取組事例とその効果に関する情報を提供して市民や事業者の省エネルギー活動の拡大を図ります。

市民の行動計画

- ・環境家計簿運動に参加し、省エネルギーを心がけます。
- ・家電製品の購入時には省エネルギー型のものを選択します。
- ・自動車を運転する際は、エコドライブを実践します。

事業者の行動計画

- ・事業所での省エネルギー活動を進めます。
- ・省エネルギー型の設備や機器を積極的に導入します。
- ・自動車を運転する際は、エコドライブを実践します。



市の施策

具体的な内容	担当課
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づいて市の事務・事業に伴うエネルギー消費量の削減を進めています。	環境整備課
環境家計簿や、様々な節約による省エネルギー効果を公表し、市民の省エネルギー活動を促進します。	環境整備課
事業所における節電やエコドライブなどの省エネルギー型ビジネススタイルの定着を図るため、省エネルギー活動及びその効果に関する情報発信などを行います。	環境整備課
公共交通機関の積極的な利用を推進します。	商工観光課

行動指針② 再生可能エネルギーの導入

(1) 公共施設における再生可能エネルギーの率先導入

既存の公共施設の建て替え時や新たな公共施設の建設時に合わせて、太陽光、太陽熱、風力、小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを利用した設備の導入を検討します。

市の施策

具体的な内容	担当課
公共施設の建て替え・新設時には、再生可能エネルギーを利用した設備の導入を検討します。	政策推進課 環境整備課

(2) 市民や事業者の再生可能エネルギー利用設備の導入促進

再生可能エネルギーに関する情報提供や支援制度の創設の検討などにより、市民や事業者の再生可能エネルギー利用設備の導入を促進します。

市民の行動計画

- ・再生可能エネルギー設備の導入に努めます。



事業者の行動計画

- ・再生可能エネルギー設備の導入に努めます。

市の施策

具体的な内容	担当課
再生可能エネルギーに関する情報提供を行い、市民や事業者の再生可能エネルギー利用設備の導入を促進します。	環境整備課
再生可能エネルギー導入への支援制度創設の検討などにより、市民や事業者の再生可能エネルギー利用設備の導入を促進します。	環境整備課

(3) 再生可能エネルギー利用の調査・研究

太陽光や風力、小水力、バイオマスなど、本市内に存在しているさまざまな再生可能エネルギーの導入可能性について、調査・研究を進めます。

市民の行動計画

- ・再生可能エネルギーの調査・研究に協力します。



事業者の行動計画

- ・再生可能エネルギーの調査・研究に協力します。

市の施策

具体的な内容	担当課
本市内に存在している再生可能エネルギーの賦存量を把握し、その導入可能性についての調査・研究を進めます。	環境整備課
バイオマスエネルギーの導入可能性についての調査・研究を進めます。	農業振興課
小水力エネルギーの導入可能性についての調査・研究を進めます。	土木課



行動指針③ 健全な資源循環の推進

(1) ごみの排出抑制対策の推進

ごみの減量化に役立つ情報の提供や家庭から出る生ごみを減量化するための生ごみ処理容器等購入費補助金などにより、ごみの排出抑制対策を推進します。

市民の行動計画

- ・衝動買いを避け、不要なものは購入しないようにします。
- ・マイバッグやマイ箸、マイボトルなどを使い、ごみを出さないようにします。
- ・家庭から出る生ごみは、水切りを行ったり、生ごみ処理容器を活用したりするなどして、減量化に努めます。
- ・ごみとして出す前に他の使い道がないか考えます。

事業者の行動計画

- ・事業系ごみを排出する際には、資源物とごみを分別します。
- ・容器包装の簡素化や回収体制の充実を図ります。
- ・修理・修繕ができる事業所づくりに努めます。

市の施策

具体的な内容	担当課
家庭から発生するごみの排出実態を調査します。	環境業務課
家庭や地域でできるごみの減量化・資源化の実践方法を普及・啓発します。	環境業務課
ごみ減量化推進のためのキャンペーンを実施します。	環境業務課
家庭から出る生ごみを減量化するために電動・手動式の生ごみ処理機購入費用の一部を助成します。	環境業務課



(2) リユース・リサイクル推進体制の強化

市民相互の不用品情報を共有するシステムづくりなど、リユースの取り組みを強化します。また、資源物の分け方と出し方を市民に周知するとともに、資源物回収拠点の拡充、自治区公民館、子ども会、PTA、老人クラブなどが行う集団回収や各種団体、隣組などの小規模なグループが行う資源リサイクルへの支援を行い、有用資源のリサイクルを推進します。さらに、市民の環境意識を高めて3Rを進めるために、ごみの資源化と併せて不用品の補修及び再生品の展示などを行う「リサイクルセンター」の建設を検討します。

市民の行動計画

- ・資源拠点回収や資源回収、集団回収などによる有用資源のリサイクルに協力します。
- ・各種リサイクル法に基づく回収・リサイクルに協力します。
- ・子育て応援リユース協働事業（通称：りちゃいけ）や不用品の情報の共有システムを利用してリユースに努めます。

事業者の行動計画

- ・再生資源や再生品の活用を図ります。
- ・再生資源を使った製品を積極的に販売します。
- ・資源回収ボックスを設置し、リサイクルを進めます。



市の施策

具体的内容	担当課
子育て応援リユース協働事業（通称：りちゃいけ）制度を新聞・テレビ、広報、市公式ホームページなどで紹介し、リユース可能な用品の有効利用を促進します。	環境業務課
ごみ・資源物の分け方・出し方をまとめた冊子を作成・配布・公表し、分別排出を促進します。	環境整備課 環境業務課
直方市情報メール「つながるのおがた」の「ごみ出し日前日通知」を市公式ホームページや広報で紹介し、ごみ・資源物の適正な排出を促進します。	環境整備課
「リサイクル活動団体奨励金制度」により、地域の集団回収活動を支援します。	環境業務課
リサイクル可能な有用資源の調査・研究を進め、資源回収や拠点回収の品目を増やしていきます。	環境整備課 環境業務課

5. 心の豊かさを育む－教育と啓発・地域づくり

環境目標

地域の環境に誇りをもち、環境を通じて笑顔あふれる活気とふれあいのあるまちを目指します。

行動指針① 環境学習の充実

(1) 学校教育における環境学習の充実

市民の高い環境意識の醸成と環境保全活動の実践には、子どもの頃からの情操教育が重要であるため、自然体験や調べ学習など、学校教育における環境学習を充実します。

市民の行動計画

- ・保育所や幼稚園、学校が進める環境活動に協力します。

事業者の行動計画

- ・施設見学の受け入れや、自社の有する知識や技能などを生かし、学校、保育所や幼稚園が進める環境活動に協力します。

市の施策

具体的な内容	担当課
「社会科や総合的な学習の時間」などを活用した環境教育に市職員などの講師を派遣します。	環境整備課
「社会科や総合的な学習の時間」などを活用した「森林循環教育」や農業体験を通じた「食農教育」を推進します。	農業振興課
環境教育の一環として、生活と密接に関わるごみ処理場や浄水場などの見学会を実施します。	環境整備課 水道施設課
児童農園などを利用した農業体験学習を実施します。	農業振興課
環境教育・啓発活動に対する情報提供を行います。	環境整備課
市民・行政・学校などの連携による地域資源を生かした環境教育を推進します。	環境整備課
環境教育に用いる副読本などの資材の充実を図ります。	環境整備課

(2) 市民の自発的な環境学習活動の促進

環境問題に関する講座の充実、環境情報発信のしくみの再構築などにより、市民の環境学習活動を支援するとともに、さまざまな機会を通じて啓発を進め、市民の環境モラルを高めていきます。

市民の行動計画

- ・環境に対する知識と関心を高め、環境活動に取り組みます。
- ・市や民間団体などが主催する環境教育や環境学習に積極的に参加します。

事業者の行動計画

- ・従業員の環境教育を実施し、環境関連の研修会などへの参加を奨励します。
- ・自社の有する環境関連のデータや保全技術などの情報を提供します。

市の施策

具体的な内容	担当課
まちづくり出前講座の環境に関するメニューを充実し、市民の環境学習活動を支援します。	環境整備課
環境に関する情報が市民や事業者へ効果的に伝わるような情報発信のシステムを活用します。	環境整備課
直方市公式ホームページや広報、環境シンポジウム、イベントなどを多様な機会を利用して啓発を進め、市民の環境モラル向上に努めます。	環境整備課

行動指針② 環境保全活動の促進

(1) 環境ボランティア・リーダーの育成

まちづくり出前講座や公民館学習など、多様な機会において環境に関する啓発に取り組み、環境保全活動を主導するリーダーとなる人材を育成していきます。

市民の行動計画

- ・まちづくり出前講座や公民館学習に参加し、学んだことを地域の環境保全活動に生かします。

事業者の行動計画

- ・自社の有する知識や技能などを生かし、講習会などに講師として参加・協力します。

市の施策

具体的内容	担当課
まちづくり出前講座や公民館学習などを通じて、地域の環境保全活動を主導するリーダーを育成・支援します。	環境整備課
「緑の少年団」の設立を支援します。	農業振興課

(2) 環境保全活動の拡大

環境保全活動への支援や活動に関する情報発信のしくみづくりを進めるとともに、地域活動と学校活動の連携など効果的な方法を検討し、環境保全活動の拡大を図ります。

市民の行動計画

- ・地域の環境保全活動に積極的に参加します。

事業者の行動計画

- ・地域の環境保全活動に積極的に参加します。

市の施策

具体的な内容	担当課
直方市ボランティアサポートシステム「ゆかりネット」により、ボランティア活動の紹介や支援などの情報を提供し、環境保全活動の拡大を図ります。	市民協働課
「直方市市民活動保険」制度により、安心して地域活動やボランティア活動ができるように支援します。	市民協働課
市内において環境保全活動を実践し、模範となる事例の発表会を開催します。	環境整備課
環境保全活動の向上、発展に貢献し、功績が顕著であった者を表彰します。	環境整備課

6. 環境保全行動計画の数値目標

環境保全行動計画の達成度を計るために、その指標となる項目と目標値を設定します（表4）。

この計画指標により、環境保全行動計画の推進状況を点検・評価していきます。

また、ここに設定したもの以外に、これから取り組みの中で指標として示すべきものが発生した場合には、本計画の見直し時期（概ね5年程度）とあわせて、隨時設定していくものとします。

表4 指標項目の将来目標

分野	指標設定項目	項目	現況		将来目標	
			実績値	現況年	目標値	目標年度
自然環境	里地里山の保全	活動への参加者数	170人	H25	300人	H36
		人工林整備面積 (荒廃森林再生面積)	1,450,000m ²	H25	2,500,000m ²	H36
		農地の有効活用面積	510ha	H25	520ha	H36
	自然観察会などのイベント	参加者数	70人	H26	140人	H36
生活環境	大気環境の保全	野焼きの苦情処理件数	27件	H25	20件	H36
	水質環境基準	環境基準点及び補助点の水質測定(BOD)	全9箇所基準遵守	H25	全測定地点の基準達成・維持	H36
	生活排水処理	水洗化率	50.2%	H25	63.4%	H36
		合併処理浄化槽補助金交付地域の設置割合	24.0%	H25	49.9%	H36
快適環境	文化財めぐりなどのイベント実施	年間開催数	13回/年	H25	25回/年	H36
資源・エネルギー環境	二酸化炭素排出量	市域からの二酸化炭素排出量	727千t-CO ₂ /年	H24	684千t-CO ₂ /年 (平成24年度比6%削減)	H36
		市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量	5,690t-CO ₂ /年	H25	5,519t-CO ₂ /年 (平成25年度比3%削減)	H31
	再生可能エネルギー	市施設への再生可能エネルギー導入件数	2件(累積)	H25	5件(累積)	H36
	ごみ処理量の削減	1人1日あたり排出量	931g/人・日	H25	891g/人・日	H36
	リサイクル率	ごみの総量に対する資源化率	12.9%	H25	15.6%	H36
教育と啓発・地域づくり	施設見学会	ごみ処理場、浄水場などの見学会開催数	6回/年	H25	12回/年	H36
	まちづくり出前講座	年間開催数(環境関連)	71回/年	H25	60回/年	H36
	環境保全活動	累計表彰者数	5人	H25	5人	H36

第3章

重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトとは
2. 重点プロジェクトの展開

1. 重点プロジェクトとは

重点プロジェクトとは、直方市によりよい環境づくりを目指して、環境保全行動計画の計画期間中に重点的な取り組みを進めるプロジェクトです。

①取り組みやすいこと、②取り組みによる改善効果が大きいこと、③取り組みの進み具合（効果）が評価（確認）しやすいことを踏まえて、次の二つを選定しました。

●環境学習プロジェクト

●里地里山の保全・再生プロジェクト

2. 重点プロジェクトの展開

(1) 環境学習プロジェクト

<行動指針>

私たちの生活は、清らかな水や大気、緑豊かな山々に囲まれ自然の恵みを受けて暮らしている一方で、大量生産、大量消費の現代社会は二酸化炭素を排出することにより地球温暖化を招き、近年、集中豪雨や台風の強大化などの自然災害に見舞われています。

この他にもたくさんの環境問題を抱えており解決していくために、さまざまな取り組みが行われていますが、こども達の環境教育も重要な取り組みのひとつです。少子高齢化社会の中、数少ないこども達が環境問題を知ること、考えること、取り組むことは、私達が日常の生活の中で使用する車や家電製品を動かすために必要なガソリンや石炭などの資源を確保することと同様に、これから環境を守っていくための貴重な人材資源です。現在は小学生高学年を中心に環境学習を行っていますが、この活動を低学年まで拡大し、人材を育成していきます。

<基本方針>

今般の地球温暖化やごみなどの様々な環境問題について、環境授業を通して学んだり、環境関連施設へ見学に行き直接触れて知識を得たり関心を引くことで保全活動の必要性を認識させ、こども一人ひとりができる活動をみずから見つけ行動して行きます。

また、学んだ知識や活動内容について発表会などを行い、学校全体で情報や問題を共有し、小学生低学年へも環境活動の意識を持たせ、更に活動を広げることにより人材を育成していきます。

＜対象者＞

小学生全学年

＜事業の進め方＞

平成27年度

①小学校の選定

各小学校へ環境学習を周知し、実施する小学校を決定します。

②教材作成、資材準備

環境学習で使用する教材の作成や必要な資材を準備します。

③学校との打合せ

実施に向けて、こども会議や環境授業の日程などの打合せを行います。

平成28年度以降

①こども会議の開催

会議の中では、こども達をとりまく様々な環境問題について、興味のあること、知識が不足していること、学びたいことなどをこども達から聞き取り、その中から、学びたいことや知識を身につけることが必要な環境問題のテーマを決めて、環境授業や環境活動へと繋げていきます。

②環境授業の実施（出前講座）

こども会議で決定した環境問題のテーマについて、問題の現状や課題などを全般的に説明し知識を取得することを目的に、市職員による授業を実施します。

この授業を通して、環境問題が一部の範囲や社会だけの問題に限らず、こども達の生活にも深く関係していることを伝え、解決するための取り組みを考え、見つけ出す機会にします。

また、必要に応じて、内容の充実や種類を増やしていくことで、環境授業の質の向上を図っていきます。

環境授業の種類（例）

- ごみとくらし
- 地球温暖化問題
- グリーンコンシューマー運動※1
- 全教科の環境問題の学習をアドバイザーなどで参加支援

※1 グリーンコンシューマー（Green-Consumer）とは、訳すると「緑の消費者」の意。この「緑」は「環境にやさしい」を意味しており、買い物をするときに、できるだけ環境に配慮した製品を選ぶことによって、社会を変えていくこうとする消費者のことを行う。

③環境活動

環境授業(出前講座)において、こども達が考え見つけ出した取り組みについて、学校や家庭で先生や家族及び市の協力を得ながら取り組みます。

また、ごみ処分場や浄水場などの環境関係の施設見学や夏休みの自由研究などで環境問題について調べます。

環境活動（例）

- ・ごみ処分場、浄水場などの施設見学
- ・拠点回収に資源物の排出を手伝う
- ・ごみの排出を手伝う
- ・こども環境家計簿に取り組む
- ・夏休みの自由研究として環境問題を調べる

④活動報告

これまで学習してきた環境問題について、こども達の活動や調べた内容の発表会を行います。

発表会を通して、こども達の考え方や捉え方に様々な違いや視点があることをお互いが共有し合い、引き続き環境問題に取り組んでいく大切さを学んでもらいます。

⑤修了証書の授与

環境問題の取組みに対して、修了証書などを授与します。

⑥事業の点検・評価・見直し

こども達の環境問題の認識度や進捗状況などを点検し、無理なく積極的に取り組めるように必要に応じて改善策や新たな取り組みを検討します。

事業の進捗状況と効果を踏まえ、日々変化する環境問題に柔軟に対応するため環境授業の種類の変更や、新しく追加することで事業の充実を図ります。

＜各主体の行動計画＞

①小学生

こども達は、環境問題を認識することより、市が行う環境学習に積極的に参加し、環境意識の向上に努めます。

②直方市

環境授業などを充実するなど環境教育の推進に努め、環境認識を小学校低学年まで拡大し、人材を育成していきます。

<スケジュール>

環境教育プロジェクトのスケジュール表（四半期）

作業項目	H27 年度			年間スケジュール (開始年度 H28 年度、目標年 H36 年)		
	6月	9月	12月			
小学校の選定						
教材作成、資材準備						
学校と打合せ						
こども会議の開催						
環境関連認識度調査						
授業・活動の決定						
環境授業						
環境活動						
施設見学など						
活動報告						
点検・評価・見直し						

(2) 里地里山の保全・再生プロジェクト

<行動指針>

「みんなで守ろう古里のおがたの森、深めよう広めよう里地里山の魅力」

<基本方針>

第1次行動計画で取り組んできた上頓野地区をモデルとして、引き続き、市内に存在する里山を本来あるべき姿に再生し、野生生物の重要な生息地として、また市民にとって有用な環境資源となるように、自然との共生を図りながら保全していきます。

上頓野地区については、第1次行動計画に基づいて取り組んできた、樹木や侵入竹の伐採処理などの里山保全を行っていくと共に、まだ整備されていない周辺の森林を里山へと拡大していく、本来の里山の姿へと再生し、市民が里山と触れ合うことが出来るように遊歩道などの整備をしていきます。

また、季節に応じたあじさい鑑賞や里山収穫祭などの自然体験型のイベントを市内はもとより市外からの参加者を受け入れることで広く開放された活動を開催し、市民や青少年の環境保全に対する意識の高揚と環境保全に携わる人材の育成を図っていきます。

<事業の進め方>

○新しい里地里山地区

① 候補地の選定

- ・ 上頓野地区で実施してきた取り組みをモデルにして、新入地区やその他の地区へ活動範囲を広げていく。
- ・ 里山保全活動に係る地元、森林所有者及び関係者などの理解を得て、協定などを締結する。

② 活動組織の結成

- ・ 里山保全活動を主体的に行う人を、地元住民を中心に募集し、活動母体として組織化する。

③ 参加を呼びかけるイベント・勉強会の開催（里山の実態報告、保全活動趣旨の説明、上頓野地区の取り組み事例の紹介）

- ・ 候補地における里地・里山利用を念頭において地域資源調査を実施する。
- ・ 地域資源調査結果を踏まえ、里山の保全・利用に関する講演会、勉強会、体験型イベントを開催し、市民の理解を深め、活動への参加を図る。

④ 里山保全活動（森林整備、里山利用、イベント企画・運営）

- ・ 里山の保全事業は、目標や事業計画を明確にしたうえで、市民団体が主体的に行う。

【活動例】森づくり、生き物の保全、学びの里、農作物栽培、炭焼き、
堆肥づくり、レクリエーション、イベント

- ・ 行政は、主体となる市民団体との情報の共有化や技術的な支援を図り、主体の活動に必要な財政的支援を行う。

【支援例】林野庁の活動支援交付金、福岡県森林環境税、
福岡県水源の森基金、行政及び森林組合の資機材など

⑤ 事業の点検・評価、見直し（P D C A）

- ・ 毎年の活動状況などを市に報告するとともに、目標年度（平成 36 年）には、保全活動、環境保全、経済効果について点検・評価し、事業活動の見直しを行う。

○上頓野金剛地区

① 活動組織の円滑な運営

- ・ 高齢化した活動組織を円滑に運営するために幅広い世代の参加者を確保し、持続的な組織運営体制を構築する。

② 里山保全活動（森林整備）

- ・ 交付金及び公募事業を継続して活用することにより、樹木の間伐や竹の伐採などの保全活動に取り組んでいく。

③ 里山と触れ合うイベントの開催

- ・ 体験型イベントを継続的に開催し、里山保全に関する市民の意識や理解を深め、活動への参加を図る。
- ・ 里山の保全を通じて、環境問題への意識の高揚を図る。

④ 事業の点検・評価、見直し（P D C A）

- ・ 每年の活動状況などを市に報告するとともに、目標年度（平成 36 年）には、保全活動、環境保全、経済効果について点検・評価し、事業活動の見直しを行う。

<各主体の行動計画>

① 市民

- ・ 市民団体が企画するイベントや保全活動に積極的に参加・協力する。
- ・ 行政が企画する講習会、ボランティア育成講座などに参加する。

② 市民団体

- ・ 市民を募って里地里山の保全活動を行う市民団体を結成する。
- ・ 民間の里山保全公募事業や、行政と共有した情報を活用した活動資金をもとに

団体の運営を行う。

- 活動の年間計画を企画し、市民・事業者・行政と協働で里山保全活動に取り組む。毎年の活動状況についてインターネットなどで公開する。

③ 事業者

- 里山の所有者（管理者）は、里山の適切な維持管理に努める。
- 里地里山の保全活動に参加・協力する。

④ 直方市

- 市民参加の里地里山の保全活動を人的支援や様々な補助金の活用などを行う。
- 地元と市民団体との円滑な調整に努める。
- 里山保全の重要性を市民に周知するための啓発活動を積極的に行う。
- 里山保全を学校教育のカリキュラムに加え、環境教育を推進する。
- 里山の資源を地産地消するためのシステムを構築する。

＜行動スケジュール＞

新しい里地里山地区のスケジュール表

年度 作業項目	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年	⋮	目標年 H36 年	⋮
候補地の選定	—	—						
地元コンセンサス		—						
自然環境資源基礎調査			—					
活動ボランティア募集			—					
イベント・勉強会開催				—	—	—	—	—
活動団体の発足				—	—			
活動の企画・運営				—	—	—	—	—
保全活動の実施				—	—	—	—	—
点検・評価・見直し							—	—



第4章

推進体制と進行管理

1. 推進体制

2. 進行管理

1. 推進体制

(1) 推進組織

環境保全行動計画を着実に推進していくためには、市の施策が計画に基づいて実施されるように調整するための府内組織とともに、市民や事業者、環境活動団体との協働の体制も必要です。また、計画の実施状況を公正な立場から評価する外部評価体制も必要です。そこで、計画の推進体制に次の体制を位置付けます（図2）。

1) 府内組織

＜直方市環境推進委員会＞（直方市環境推進委員会設置要綱に基づく組織）

直方市環境推進委員会は、府内関係各課で構成し、環境保全行動計画の策定、進行管理などを行うための組織です。環境保全行動計画の進捗状況を年次報告書としてとりまとめます。また、外部評価の結果を受けた見直しについて、検討・調整を行います。

2) 協働の体制

＜市民、事業者とのパートナーシップ＞

地域の環境活動への参加の促進や環境情報の共有化などを通じて、市民・事業者・行政の協働体制を強化し、効果的かつ効率的に取り組みを進めています。

3) 外部評価体制

＜直方市環境審議会＞（直方市環境審議会設置条例に基づく組織）

直方市環境審議会は、学識者、市議会議員、関係行政機関、団体代表、市民で構成し、環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するための組織です。環境保全行動計画策定時にその内容を審議するとともに、計画策定後に実施された取り組みの実施状況について、年次報告書をもとに総合的に評価し、改善点を提言する役割を担います。

(2) 広域的な協力体制

市の施策の推進にあたり、近隣市町との協議が必要とされた場合には、連絡・調整を図り、連携した取り組みを進め、さらに広域的な配慮が必要な場合は、国や福岡県と連携して取り組みを進めています。

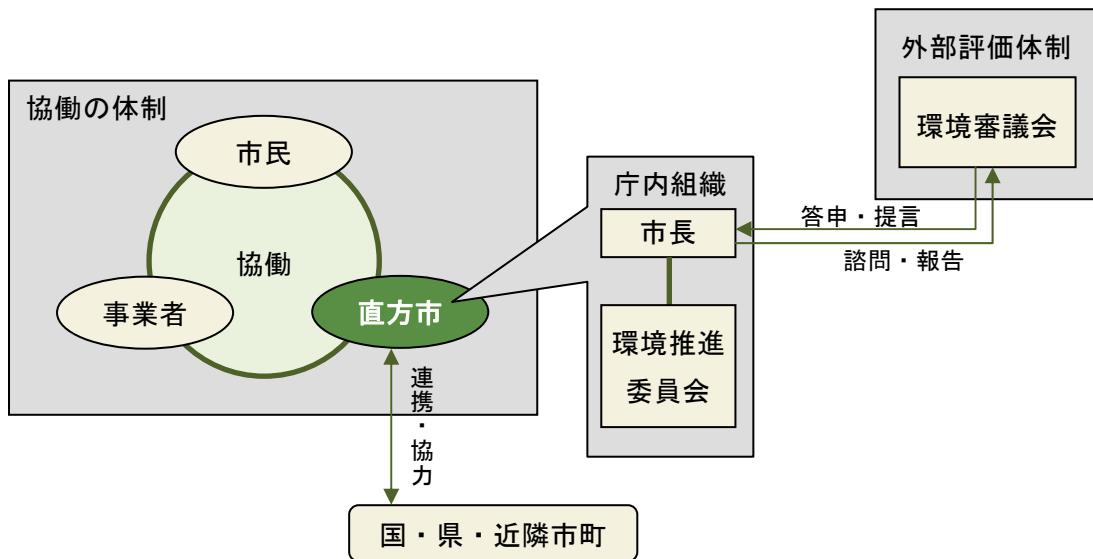


図 2 計画の推進体制

2. 進行管理

(1) 計画の進捗状況の点検方法

環境保全行動計画の進行管理は、次の①～⑤の手順を繰り返し、効率的かつ効果的に進めています（図 3）。

- ①環境保全行動計画に掲げられた施策を市が自ら実施、あるいは市民、事業者、環境活動団体との協働による取り組みを推進し、環境像及び5つの環境目標の達成を目指します。
- ②毎年、関係部局への照会を行い、施策の実施状況や計画指標の達成状況をとりまとめた年次報告書を作成します。
- ③年次報告書を環境審議会に報告し、提言を受けます。
- ④年次報告書に対する環境審議会からの提言を踏まえ、環境推進委員会で協議・調整を行い、施策の検討・見直しを行います。
- ⑤施策の検討、見直し結果をもとに、可能な範囲で次年度以降の施策の推進方策や予算案に反映させるとともに、新たに生じた課題への対応を検討します。

(2) 結果の公表

環境保全行動計画の進捗状況は、年次報告書にとりまとめ、環境審議会の提言を受けた後に直方市公式ホームページ上で公表します。

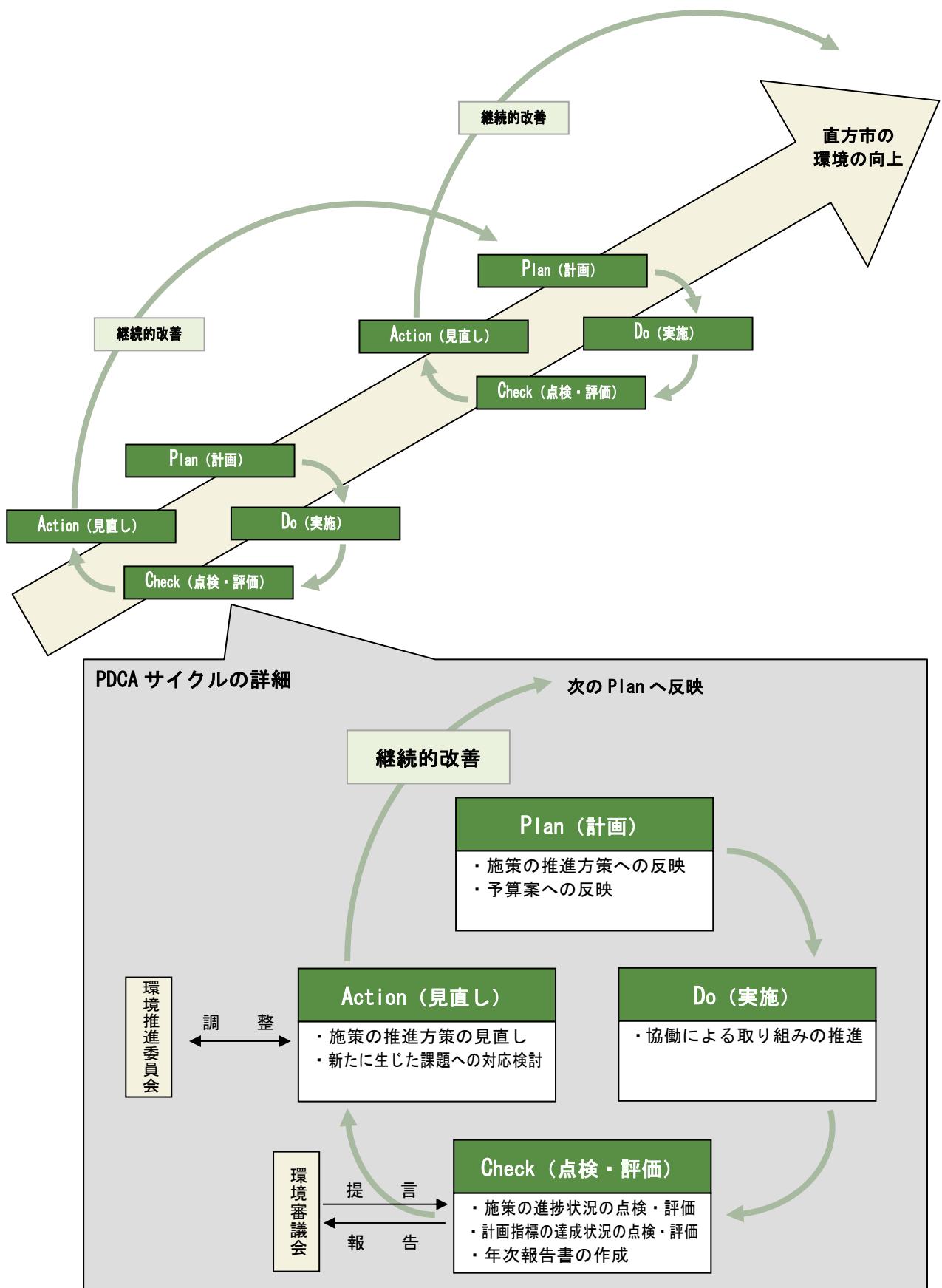


図 3 計画の進行管理

第5章

地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

1. 計画策定の趣旨
2. 温室効果ガスの排出状況
3. 計画の目標
4. 具体的な取り組み
5. 計画の推進

1. 計画策定の趣旨

地方公共団体については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」とします。）において、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（＝地球温暖化対策実行計画）を策定し、公表することが義務づけられています。

そこで、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を進めていきます。

（1）対象とする事務事業

本計画の対象は本市が自ら行う事務及び事業とします。ただし、外部への委託などにより実施する事務及び事業は対象から除きます。

（2）計画の期間

本計画の期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とし、毎年計画の進捗状況や技術の発達などを点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

なお、平成 31 年度以降については、計画の改定を行うものとします。

（3）対象とする施設など

本計画の期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とし、毎年計画の進捗状況や技術の発達などを点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

なお、平成 31 年度以降については、計画の改定を行うものとします。

表 5 対象施設など一覧

区分	施設など
下水道など 関連施設	頓野団地污水処理場、感田雨水ポンプ場、下境地区農業集落排水汚水処理場、上頓野地区農業集落排水汚水処理場、牟田池ポンプ場、植木揚水機場、新町ポンプ場、芝原ポンプ場、居立川揚水機場、川端排水機場、松ヶ瀬排水機場、赤地排水機場、夏峰排水機場
上水道関連施設	打向浄水場、尾崎水源地、尾崎浄水場、内ヶ磯浄水場、下境ポンプ場 上水道その他（低圧）
火葬場	火葬場
公園	福智山ろく花公園、パークゴルフ場
文化施設	中央公民館
し尿処理施設	し尿処理施設
ごみ処理施設	清掃センター、可燃物中継所、不燃物中継所
本庁舎関連施設	本庁舎、中央隣保館、人権研修センター、消防本部、消防団格納庫、男女共同参画センター、直鞍産業振興センター、直鞍産業振興センター別館 街路灯など（低圧）
公用車	集中管理及び各部署で所有する公用車

(4) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスと活動は、表 6 に示すとおりです。

表 6 対象とする温室効果ガスと活動

温室効果ガス	活動
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料や電気の消費
メタン (CH ₄)	自動車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行

(5) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、平成 25 年度の電気や燃料の使用量、自動車の走行距離などの活動量に、単位使用量あたりの各温室効果ガス排出係数（平成 25 年度の数値）を乗じて算定しました。平成 26 年以降の温室効果ガス排出量についても、現況年度（平成 25 年度）と比較するために、平成 25 年度の排出係数を用いて算定を行うものとします。

※温室効果ガス排出量算定式

$$\text{各温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}$$

$$(\text{単位使用量あたり発生する温室効果ガス排出量})$$

$$\text{二酸化炭素換算排出量} = \text{温室効果ガスの種類ごとの排出量} \times \text{地球温暖化係数*}$$

$$\text{温室効果ガス総排出量} = \text{各温室効果ガスの二酸化炭素換算排出量の合計}$$

* 地球温暖化係数：二酸化炭素の温室効果を 1 とした場合のメタンや一酸化二窒素などの温室効果の強さの程度を示す数値です。

2. 温室効果ガスの排出状況

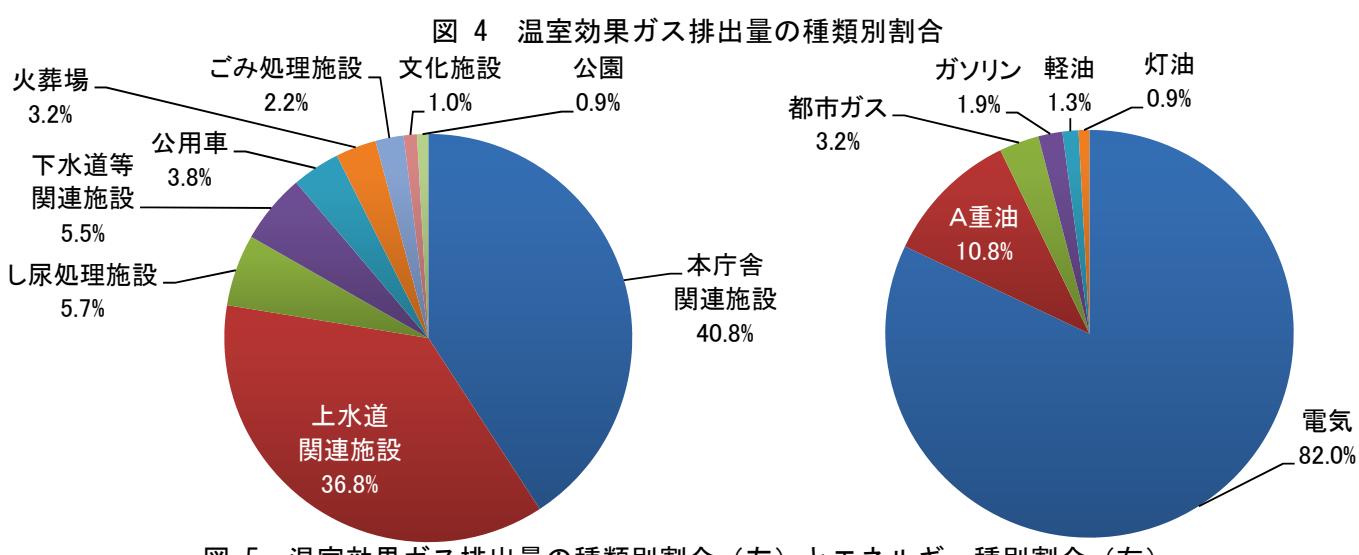
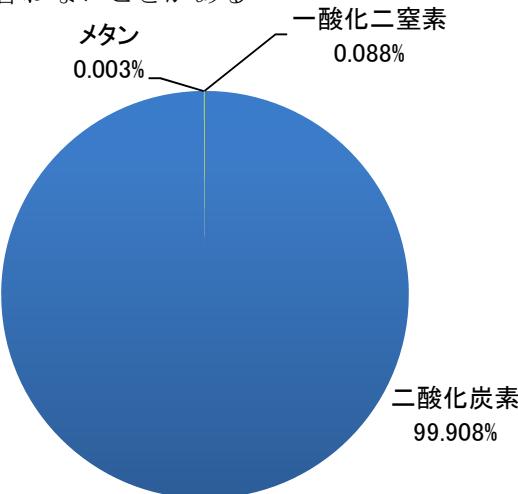
(1) 温室効果ガス総排出量

平成 25 年度における本市の事務事業からの温室効果ガス排出量は 5,690,233kg-CO₂ で、その 99% が二酸化炭素です（表 7、図 4）。排出源別にみると、本庁舎関連施設（40.8%）と上水道関連施設（36.8%）が多く、この 2 つの関連施設で約 8 割を占めています。また、エネルギー種別にみると、電気（82.0%）と A 重油（10.8%）が多く、この 2 種類で約 9 割を占めています（図 5）。

表 7 温室効果ガス排出量

温室効果ガスの種類	固有単位の排出量	地球温暖化係数	二酸化炭素換算の排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	5,685,020 kg-CO ₂	1	5,685,020
メタン (CH ₄)	9 kg-CH ₄	21	197
一酸化二窒素 (N ₂ O)	16 kg-N ₂ O	310	5,017
合計	-	-	5,690,233

※四捨五入の関係で内訳と合計が合わないことがある



(2) エネルギー種別の二酸化炭素排出量

1) 電気

電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は 4,857,658kg-CO₂で、排出源別にみると、上水道関連施設（43.1%）と本庁舎関連施設（37.2%）が多く、この 2 つの関連施設で約 8 割を占めています（図 6）。

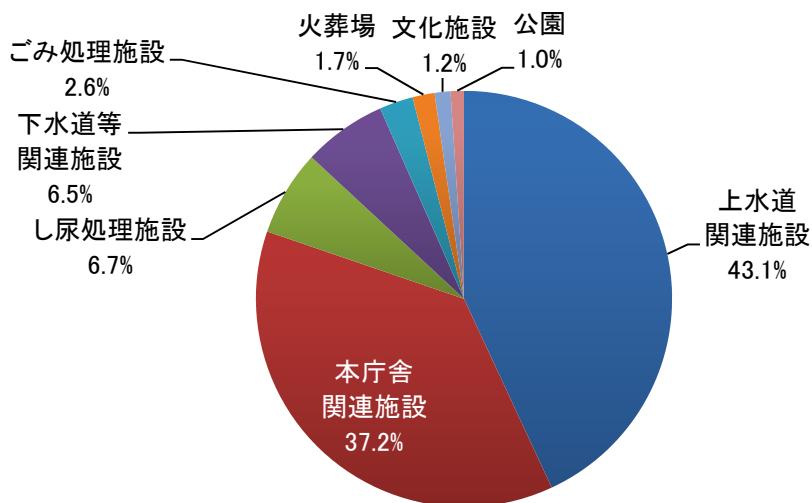


図 6 電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の排出源別割合

2) 都市ガス

都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量は 210,300kg-CO₂で、排出源別にみると、本庁舎関連施設が 52.3%、火葬場が 47.7%を占めています（図 7）。

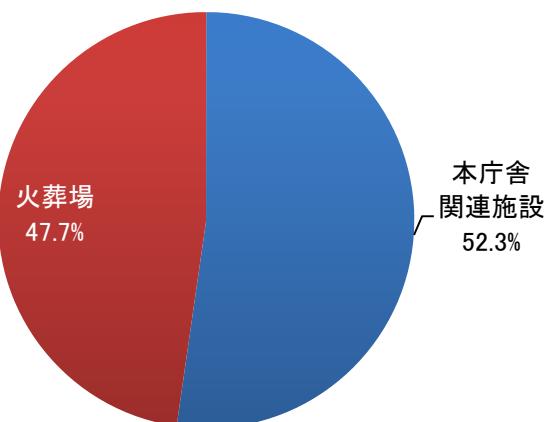


図 7 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の排出源別割合

3) A重油

A重油の使用に伴う二酸化炭素排出量は 348,235kg-CO₂ で、すべて本庁舎関連施設からの排出です。

4) 灯油

灯油の使用に伴う二酸化炭素排出量は 57,691kg-CO₂ で、すべて本庁舎関連施設からの排出です。

5) ガソリン・軽油

ガソリン・軽油の使用に伴う二酸化炭素排出量は 211,136kg-CO₂ で、すべて公用車からの排出です。

(3) メタン及び一酸化二窒素の排出量

メタン排出量は 9kg-CH₄ で、一酸化二窒素排出量は 16kg-N₂O です。これらを二酸化炭素排出量に換算すると、メタンが 197kg-CO₂ で、一酸化二窒素が 5,017kg-CO₂ です。

3. 計画の目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

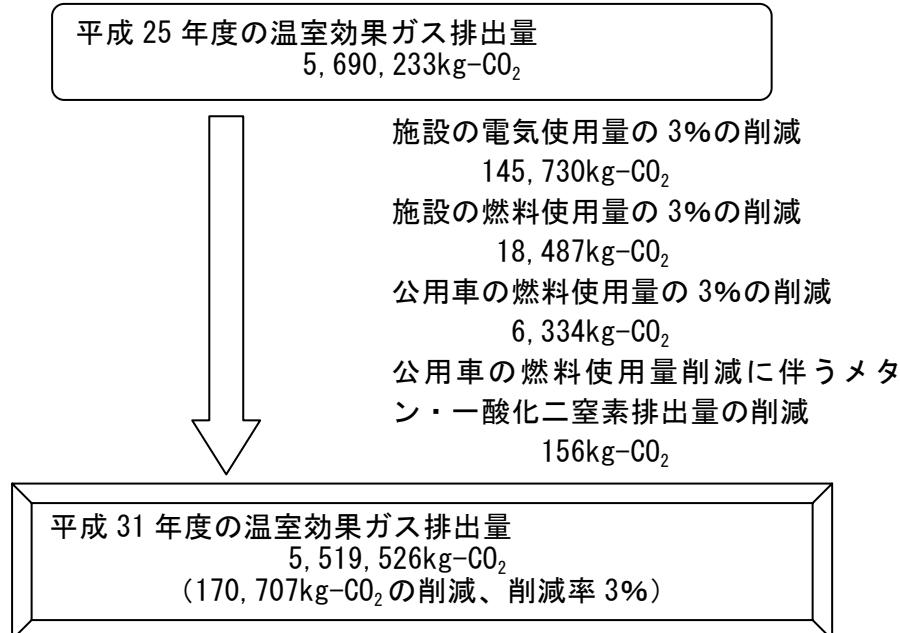
平成 25 年度における本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況をみると、その約 99% を二酸化炭素が占めていることから、本計画では、二酸化炭素の排出抑制に関する取り組みを中心に削減目標を設定するものとします。

温室効果ガス排出量の削減目標は、(2) 個別の数値目標 (P56) に示した個別目標の達成により、平成 31 年度排出量を平成 25 年度比で 3% 削減することを目標とします。

＜温室効果ガス削減目標＞

温室効果ガス排出量を、基準年（平成 25 年度）比で 3% 削減することをめざします

* 削減目標は、平成 25 年度の直方市における事務・事業を対象としたものです。今後、新たな施設を建設するなど、事務・事業に大きな変更が生じた場合は、削減目標を別に定めるものとします。



(2) 個別の数値目標

本計画では、具体的な取り組みの中で数値目標を設定することが可能な項目について、平成 25 年度を基準年として平成 31 年度における目標を設定し、その達成に向けた取り組を全部署で行うこととします（表 8、表 9）。

なお、これらの数値目標及び具体的取り組みは、定期的に進捗状況の調査を行うとともに、必要に応じ、見直しを行います。

表 8 財やサービスの購入に関する数値目標

項目	数値目標	内容
用紙類	再生紙使用率の向上	100% 用紙類は古紙配合率 70%の再生紙とし、その使用率を 100%とする
	購入量（＝使用量）の削減	3% 用紙類（コピー用紙）の購入を、平成 25 年度比で 3%以上削減する
OA機器	省エネルギー型製品の導入	100% OA機器の環境配慮型製品の割合を 100%とする
公用車	低排出ガス自動車・低燃費車の導入	60% 公用車に占める低排出ガス自動車・低燃費車の割合を 60%にする

表 9 財やサービスの使用に関する数値目標

項目	数値目標	内容
省エネルギー・省資源	電気使用量の削減	3% 施設の電気使用量を、平成 25 年度比で 3%以上削減する
	燃料使用量の削減（施設）	3% 施設の燃料使用量を、平成 25 年度比で 3%以上削減する
	公用車の燃料消費量の削減	3% 公用車の燃料使用量を、平成 25 年度比で 3%以上削減する

4. 具体的な取り組み

削減目標や個別の数値目標を達成するための具体的な取り組みを示します。

(1) 財やサービスの購入に関する取り組み

1) 用紙類の購入に関する取り組み

- ①用紙類は、原則として古紙配合率70%かつ白色度の低いものを購入する。
- ②印刷物を発注する際は、原則として古紙配合率が高く、かつ白色度の低いものを指定する。
- ③印刷は、可能なものは再資源化が容易な非塗工紙を使用する。
- ④トイレットペーパーなどの衛生紙は、再生紙が使用されている製品を購入する。

2) 電気製品の購入に関する取り組み

- ①電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選ぶ。
- ②適正規模の電気製品を選ぶ。
- ③エネルギー消費の少ない自動販売機へ更新する。
- ④水を使用する機器を購入・更新する際には耐用年数を考慮した節水型の製品を選ぶ。

3) 公用車の購入に関する取り組み

- ①公用車を更新する際には、低排出ガス自動車または低燃費車を選択する。

4) 文具・事務機器などの購入に関する取り組み

- ①文具・事務用品は、再生材料から作られた製品を購入する。
- ②再生できる用紙類を購入する（感熱紙、ビニールコート紙などはさける）。

5) 容器・包装材の購入に関する取り組み

- ①製品を購入する際、包装の簡素化を指示する。
- ②簡易包装された商品を購入する。
- ③詰め替え可能な製品（文具、洗剤など）を購入する。
- ④リターナブル容器で販売されている製品を購入する。
- ⑤リサイクルの仕組みが確立されている包装材を選ぶ

6) その他、購入に関する取り組み

- ①再利用が可能な製品を購入する。
- ②部品の交換修理の可能な製品など長期使用が可能な製品を購入する。
- ③原則としてエコマークなど環境配慮型製品に認定又は登録された製品を購入する。

(2) 財やサービスの使用に関する取り組み

1) 用紙類の使用に関する取り組み

- ①各種資料の共有化を図り、個人所有の資料をなくす。
- ②用紙使用量の把握・管理をする。
- ③FAX 受信用紙などは片面使用済用紙の裏紙を利用する。
- ④会議資料は簡素化を図り、ページ数、部数を必要最小限とする。
- ⑤事前配布資料は、再配布を自粛する。
- ⑥会議などにおいては、原則として封筒を使用しない。
- ⑦両面印刷、裏面コピー、縮小機能を利用する。
- ⑧印刷物の残数把握をして印刷部数を減らす。
- ⑨資料の A4 版化など規格の統一化を図る。
- ⑩ミスコピー防止のため、コピー使用後は必ずオールクリアボタンを押す。
- ⑪府内 LAN を活用し、電子メールを使うことにより、ペーパーレス化を図る。
- ⑫館内放送、回覧、掲示板などを利用する。
- ⑬電算結果は磁気ディスクに保存する。
- ⑭事務事業の性質上やむをえない場合を除き、ペーパータオルなどの使い捨て紙製品の使用を自粛する。

2) 電気の使用に関する取り組み

- ①コンセントを抜く、スイッチを切るなどして電気機器の待機時消費電力を削減する。
- ②空調の温度は冷房 28°C、暖房 20°C に設定する。
- ③昼休みは支障のない範囲で照明を消す。また、時間外勤務時は不必要的照明を消灯する。
- ④会議室、給湯室、トイレなど断続的に使用する箇所の照明は、使用的つどに点灯する。
- ⑤窓側のみ消灯が可能な場所においては、日中はできるだけ自然光を取り入れ、照明を消す。
- ⑥事務室、廊下の間引き照明、減灯を行う。
- ⑦各職場の最終退出者は、OA 機器の電源断及び消灯を確認する。
- ⑧OA 機器については節電・待機モードを活用するとともに、長時間使用しない場合は支障のない範囲で主電源を切る。
- ⑨LAN の活用により周辺機器の共有化を図る。
- ⑩会議室など普段使用しない場所の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。
- ⑪冷暖房効率を上げるためにカーテン、ブラインドを活用する。
- ⑫冷暖房の吹き出し口付近に書棚や物を置かない。
- ⑬冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。

⑯クールビズ・ウォームビズを推進する。

⑰近くの階(3階程度)への移動には階段を使用し、エレベーターの利用を控える。

3) 水の使用に関する取り組み

①洗面、歯磨き、食器・器具の洗浄や洗濯などをするときはこまめに水を止める。

②植木への散水は効率的、計画的に実施する。

4) 燃料の使用に関する取り組み

①近距離の場合は、徒歩や自転車を利用し、遠距離の場合は、できる限り公共交通機関を利用する。

②公用車やタクシーを利用する際には相乗りにより効率的な利用を図る。

③公用車を運転する前には、タイヤ空気圧の調整など、点検・整備を励行する。

④低公害車・低燃費車を優先的に利用する。

⑤公用車を運転する際には、緩やかに発進し、経済速度での走行を心がける。

⑥公用車を運転する際には、急な加減速や空ぶかしをしない。

⑦公用車を運転する際には、エンジンブレーキを活用する。

⑧公用車のカーエアコンはこまめに調整し、冷やしすぎや暖めすぎに注意する。

⑨公用車の駐・停車中はエンジンを止め、アイドリングストップに努める。

⑩公用車には無駄な荷物を積んだまま運転しない。

⑪公用車は適正な台数に抑える。

⑫合理的な走行ルートを選択し、公用車の運転を行う。

⑬公用車の走行距離、燃料使用量などの実態を把握し、改善を行う。

⑭ボイラーなどの適正運転を行う。

⑮ガス給湯器は使用後種火を止栓する。

⑯給湯器の温度設定を低くする。

5) その他、財やサービスの使用に関する取り組み

①事務用品、備品などはできるだけ修繕して長期間の使用を心がける。

②使用済封筒やファイルなどの事務用品は再利用する。

③容器又は包装は再利用する。

(3) 廃棄に関する取り組み

①資源回収ボックスを設置して分別収集を徹底する。

②生ごみの堆肥化を行う。

(4) 工作物の設計・施工、修理・解体に関する取り組み

1) 工作物の設計における省エネルギー化に関する取り組み

- ①太陽光発電、太陽熱などの自然エネルギーを利用した設備やコージェネレーションなどのエネルギー消費効率の高い設備の導入に努める。
- ②施設周辺や屋上などの緑化を図る。
- ③断熱性・気密性の高い設計とし、冷暖房に係るエネルギーを削減する。
- ④自然光を取り入れる工夫を行う。
- ⑤個別照明、個別冷暖房が可能なシステムの導入に努める。
- ⑥省エネルギー型空調、照明機器の導入に努める。

2) 温室効果ガスの低減に資する素材の選択に関する取り組み

- ①再生資材など、環境負荷の少ない建設材を採用する。
- ②工事車両からの温室効果ガスの排出抑制を図る。
- ③工事において、間伐材、木屑、コンクリート塊などの資材の有効活用を図る。
- ④耐久性の高い材料・工法を活用し、長寿命化に努める。

3) 廃棄物の減量に関する取り組み

- ①事業の発注に際し、廃棄物の減量化を請負者に対して要請する。
- ②発生土を抑制し現場間での有効利用に努める。
- ③建設副産物の発生の抑制を図る。
- ④建設副産物のリサイクルの推進に努める。
- ⑤アスファルト、コンクリート塊など建設廃棄物の再生処理施設への搬入を徹底する。
- ⑥施工にあたっては可能な限り合理化に努め、工期の短縮を図る。
- ⑦発生した産業廃棄物については、マニフェスト制度などの活用により、適正な処理・処分が行われているか確認する。

4) その他、工作物の設計・施工、修理・解体に関する取り組み

- ①廃棄物の分別収集スペースを確保するなど、運用後の廃棄物対策に配慮した設計にする。

5. 計画の推進

(1) 推進体制

本計画を実施・推進していくためには、各職場で自主的かつ積極的に取り組みを推進していくことが必要です。そこで、図 8 のような体制で計画を推進していきます。

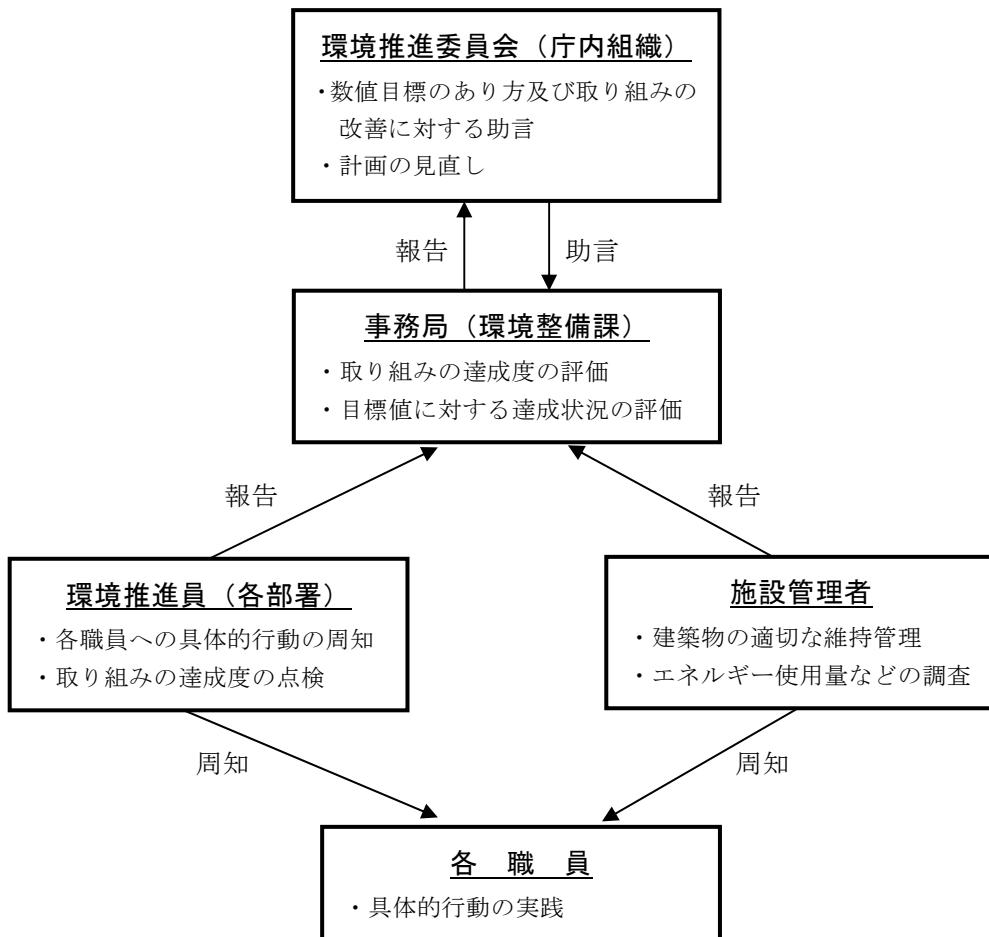


図 8 計画の推進体制

(2) 職員への啓発

計画内容の周知徹底を図るために、職員への情報提供を行います（表 10）。また、定期的に職員に向けた研修を実施します（表 11）。

表 10 職員への情報提供

提供方法	館内掲示、庁内 LAN
情報の内容	計画の内容、取組項目、取り組みの進捗状況、目標の達成状況

表 11 職員への研修

対象	全職員
頻度	年1回程度
内容	地球温暖化について、計画の目的、取組内容、職員の役割、計画や取り組みに関する意見交換 など

(3) 計画の実施状況の点検方法

本計画の進行管理は、次の①～④の手順を繰り返し、効率的かつ効果的に進めていきます。点検項目と調査担当課、報告回数は、表 12 のとおりです。

- ①各部署の環境推進員は、取り組みの達成度を事務局（環境整備課）が作成するチェックリストに基づいて点検し、事務局に報告します。市が所有する公共施設の施設管理者は、管理する施設のエネルギー使用量を事務局が作成する調査票に基づいて調査し、事務局に報告します。公用車の管理者は、管理する公用車の燃料消費量及び車種別の走行距離を事務局が作成する調査票に基づいて調査し、事務局に報告します。
- ②事務局は、環境推進員から報告された取り組みの達成度及び施設管理者から報告されたエネルギー使用量、公用車の管理者から報告された燃料消費量及び走行距離を集計し、目標（値）に対する達成状況を評価します。
- ③評価結果を環境推進委員会に報告し、改善が必要な取り組みや数値目標のあり方に対する助言を受けるとともに、評価結果及び推進委員会における助言を環境審議会に報告し、総合的な評価と提言を受けます。
- ④環境審議会から受けた総合的な評価及び提言に基づき、環境推進委員会は、必要に応じて、取り組みの改善及び計画の見直しを行います。

表 12 点検項目と調査担当課、報告回数

項目	調査担当課	報告回数
電気・燃料使用量	施設及び公用車を管理するすべての課	年1回
自動車走行量	公用車を管理するすべての課	
計画に示す具体的取組の実施状況	各部署	

(4) 計画の公表と見直し

本計画の進捗状況は、環境保全行動計画とともに年次報告書にとりまとめ、環境審議会の提言を受けた後に直方市公式ホームページ上で公表します。また、継続的な改善を図りつつ、本市の事務事業に伴う地球温暖化対策を推進していくために、点検結果や推進状況を踏まえて、計画の見直しを行います。

発行 平成 27 年 3 月 直方市（上下水道・環境部 環境整備課）

〒822-8501 福岡県直方市殿町 7-1

TEL 0949-25-2120 FAX 0949-25-2548

E-Mail n-kankyo@city.nogata.fukuoka.jp

市公式ホームページ <http://www.city.nogata.fukuoka.jp/index.html>

